

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月30日
【会社名】	ソレキア株式会社
【英訳名】	Solekia Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 義和
【本店の所在の場所】	東京都大田区西蒲田八丁目16番 6号
【電話番号】	03 (3732) 1131 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 針生 貞裕
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区西蒲田八丁目16番 6号
【電話番号】	03 (3732) 1131 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 針生 貞裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第57期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容
第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株 金6円

総額 52,131,018円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 株式併合の件

全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に伴い、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更するとともに、併せて適切な投資単位（1売買単位当たりの価格）を維持するため、当社株式につき、株式の併合を行うものとする。

第3号議案 定款一部変更の件

インターネットの普及を考慮し、周知性の向上および手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更するため、現行定款第5条（公告方法）について所要の変更を行うとともに、第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、現在1,000株となっている売買単位を100株とするため、現行定款第8条（単元株式数）について所要の変更を行うものとする。

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役として、小林義和、小林英之、中辻義照、立川直臣、原田英徳、針生貞裕、樋口 栄、西垣政美および和田山 栄の9氏を選任する。

第5号議案 監査役4名選任の件

監査役として、安藤忠次、谷原 潔、川野佳範および石原和彦の4氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	6,090	15	-	(注)1	可決 99.75
第2号議案	6,088	17	-	(注)2	可決 99.72
第3号議案	6,091	14	-	(注)2	可決 99.77
第4号議案					
小林 義和	6,088	17	-	(注)3	可決 99.72
小林 英之	6,084	21	-	(注)3	可決 99.66
中辻 義照	6,084	21	-	(注)3	可決 99.66
立川 直臣	6,081	24	-	(注)3	可決 99.61
原田 英徳	6,079	26	-	(注)3	可決 99.57
針生 貞裕	6,084	21	-	(注)3	可決 99.66
樋口 栄	6,084	21	-	(注)3	可決 99.66
西垣 政美	6,073	32	-	(注)3	可決 99.48
和田山 栄	6,084	21	-	(注)3	可決 99.66
第5号議案					
安藤 忠次	6,089	16	-	(注)3	可決 99.74
谷原 潔	6,089	16	-	(注)3	可決 99.74
川野 佳範	6,086	19	-	(注)3	可決 99.69
石原 和彦	6,086	19	-	(注)3	可決 99.69

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上